

## 情報セキュリティ確保に関する仕様書

### (目的)

- 1 那須町住民生活課窓口業務委託仕様書に定めるものの他、受託者が委託業務遂行上の情報セキュリティ確保に関し必要な事項を定める。

### (守秘義務)

- 2 受託者は、本契約において知り得た情報を漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。
- 3 契約の遂行上知り得た情報は、第三者に使用され、又は町の許可なく閲覧されることのないよう、適切に管理すること。

### (操作資格者の限定)

- 4 受託者は、個人情報記録された機器類を使用する場合は、ユーザーIDやパスワードにより操作資格者を限定し、それぞれに適正な権限を定め、不正使用を防止しなければならない。
- 5 受託者は、前項に規定する操作資格者への権限付与について、委託者へ協議し承認を得なければならない。

### (目的外使用の禁止)

- 6 委託者から提供された情報資産を目的外に使用しないこと。
- 7 委託者から提供された情報資産を受託者等以外の者へ提供しないこと。

### (外部持ち出しの禁止)

- 8 受託者は、本契約において知り得た情報及び使用機器類を那須町役場庁舎外へ持ち出してはならない。外部への持ち出しが必要な場合は、事前に委託者の許可を得なければならない。

### (外部記録媒体の使用禁止)

- 9 受託者は、外部記録媒体を使用してはならない。使用が必要な場合は、事前に委託者の許可を得なければならない。  
許可を得た記録媒体は、那須町役場庁舎外での使用や、個人又は法人が使用する情報機器類で使用してはならない。

### (ソフトウェア導入の禁止)

- 10 受託者は、ソフトウェアの導入が必要な場合は、事前に委託者の許可を得なければならない。

(ネットワーク機器の接続禁止)

- 11 受託者は、ネットワーク機器の接続が必要な場合は、事前に委託者の許可を得なければならない。

(返還義務)

- 12 町から提供された情報資産は、契約期間終了後ただちに返還すること。

(体制の確立と維持)

- 13 本契約における情報セキュリティを確保するため、受託者における管理体制を確立し、町に報告するとともに契約期間中その体制を維持すること。
- 14 情報セキュリティに関する教育を受託者の組織内で実施し、情報セキュリティ確保に努めること。

(身分証明)

- 15 本契約に従事する者は、業務の遂行中は受託事業者身分証明書を携帯し、町の求めがあった場合は提示すること。
- 16 受託者が、情報セキュリティを維持しないことにより生じた損害については、受託者がその責任を負い、その費用を負担すること。

(認証取得)

- 17 本契約における、情報セキュリティ対策を行うにあたり、プライバシーマーク使用許諾若しくはこれと同等の個人情報保護に関する認証、又はI SMS若しくはこれと同等のセキュリティマネジメントシステムの認証を取得していること。